

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

仕 様 書

令和 7 年 4 月

川島桶川資源循環組合

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託
仕 様 書

- 目次 -

第1章 総則

1.1 業務の目的	1
1.2 業務の名称	1
1.3 業務の場所	1
1.4 業務の期間	1
1.5 仕様書の適用	1
1.6 業務の内容	1
1.7 関係法令等	1
1.8 資料の貸与	2
1.9 秘密の保持	2
1.10 関係官公署との協議	2
1.11 議事録	2
1.12 提出書類	2
1.13 管理技術者及び主担当技術者	2
1.14 工程	3
1.15 検査	3
1.16 引渡し	3
1.17 支払い	3
1.18 疑義の解決	3
1.19 成果品	3

第2章 施設整備基本計画

2.1 建設用地の現況把握	4
2.2 基本方針の整理	4
2.3 基本条件の設定	4
2.4 処理方式の選定	5
2.5 炉数の設定	5
2.6 先進技術導入の可能性の検討	5
2.7 施設整備内容の検討	5
2.8 環境学習計画の検討	6
2.9 搬入路の検討	6
2.10 全体配置図（案）及びパース図（案）の作成	6
2.11 概算事業費の算出	6

2.12	施設整備スケジュールの作成	7
2.13	災害対策に係る方針の検討	7
2.14	土木・建築・外構計画の作成	7
2.15	広域化を行う業務範囲の検討	7
2.16	施設への搬入方法の検討	7
2.17	同時期に実施する調査・設計等との調整	7
2.18	パブリックコメントの実施支援	8
2.19	地元連絡会議の運営支援	8
2.20	生活環境影響調査における条件（案）の作成	8
2.21	都市計画決定手続きの支援	9
2.22	打合せ	10
2.23	成果品	10

第3章 生活環境影響調査

3.1	業務の内容	11
3.2	計画立案・準備	11
3.3	事業特性の把握・整理	11
3.4	地域特性の整理	11
3.5	調査項目の設定	12
3.6	現況調査	12
3.7	影響の予測	14
3.8	影響の分析	14
3.9	環境保全対策の検討及び決定	14
3.10	調査書の作成	14
3.11	関係機関との協議	14
3.12	公告・縦覧の支援	14
3.13	打合せ	14
3.14	成果品	14

第4章 PFI 等導入可能性調査

4.1	業務の内容	15
4.2	調査対象施設	15
4.3	事業手法検討に係る基礎調査	15
4.4	民間事業者の参入意向調査	15
4.5	経済性の評価	15
4.6	事業手法の総合評価	16
4.7	打合せ	16
4.8	成果品	16

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務は、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会が令和6年5月に策定した新ごみ処理施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、川島桶川資源循環組合（以下「甲」という。）が新たなごみ処理施設を整備するため、施設規模及び処理方式等の施設整備に関する基本事項を取りまとめる施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものである。また、基本計画の策定とあわせて生活環境影響調査を行うとともに、最適な事業方式を選定するためにPFI等導入可能性調査を行うものである。

1.2 業務の名称

新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託

1.3 業務の場所

川島町

1.4 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

1.5 仕様書の適用

本仕様書は、甲が計画している「施設整備基本計画」、「生活環境影響調査」、「PFI等導入可能性調査」に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受注者（以下「乙」という。）の責任において実施する。

1.6 業務の内容

(1) 令和7年度

- ア 施設整備基本計画（整備内容の検討等）
- イ 生活環境影響調査（現況調査等）
- ウ PFI等導入可能性調査（事業手法検討に係る基礎調査等）

(2) 令和8年度

- ア 施設整備基本計画（策定業務等）
- イ 生活環境影響調査（分析等）
- ウ PFI等導入可能性調査（事業手法の総合評価等）

1.7 関係法令等

乙は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係する法令等を遵守すること。

1.8 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集及び調査等は原則として乙が行うが、甲が保有する資料については貸与する。乙は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却すること。

1.9 秘密の保持

乙は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守すること。

1.10 関係官公署との協議

乙は、関係する官公署との協議を必要とするときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく甲に報告すること。

1.11 議事録

乙は、打合せの都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに甲に提出し、確認を受けること。

1.12 提出書類

乙は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、甲の承認を受けて実施すること。

また、乙は、本業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務実施体制書を作成し、業務計画書と合わせて甲に提出するものとする。

(1) 着手時

- ア 着手届
- イ 管理技術者届／担当技術者届
- ウ 業務工程表
- エ 業務計画書
- オ 業務実施体制書

(2) 完了時

- ア 納品書
- イ 成果品一式
- ウ 業務完了通知書
- エ 業務工程表（実績）

1.13 管理技術者及び主担当技術者

乙は、専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験や経歴を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならない。また、管理技術者（川島桶川資源循環組合委託契約約款第8条に定める現場責任者を読み替えて扱うものとする。）及び主担当技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理を行うとともに、社内におけるチェック体制を整え、品質

の向上に努めるものとする。なお、管理技術者は、原則として全ての定例打合せに出席するものとする。

管理技術者及び主担当技術者の要件は、新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領に示すとおりとする。

1.14 工程

乙は、本業務の遂行上、その工程に変更が生じた場合、直ちに変更工程表を提出し、甲と協議し承認を受けること。なお、乙は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切なプロジェクト管理を行い、効率的な業務の実施に努めること。

1.15 検査

乙は、本業務の完了に際し、甲の検査を受けるものとする。

成果品に関して不備・見直しがあった場合、検査完了後であっても、乙の負担において速やかに訂正のうえ納品すること。

1.16 引渡し

乙は、成果品の検査に合格後、成果品一式の引渡しを行うこと。

1.17 支払い

甲は、乙が「1.6 業務の内容」に示した実施年度ごとに業務を履行し、引渡しをした業務に対して、あらかじめ予算に定められた限度額を上限に支払うものとする。

1.18 疑義の解決

乙は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、甲と協議し、甲の意図を十分に理解したうえで業務を遂行すること。

1.19 成果品

乙は、本業務の完了に際し、各章に記載された成果品を納品すること。なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ甲と協議のうえ作成すること。なお、成果品及びその他の資料の著作権は、甲に帰属するものとする。

※ 基本計画及び概要版の作成にあたっては、図や表を用いるなど、視覚的に理解しやすいデザインとすること。

※ PDF ファイルと合わせて、元データを納品すること。

※ 文献その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記すること。

第2章 施設整備基本計画

本業務は、基本構想を踏まえて基本計画を策定するものであり、整備を行う施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設とし、今後作成する施設建設工事発注仕様書の基本的事項を定めることなどを目的とする。

2.1 建設用地の現況把握

(1) 建設用地条件

新ごみ処理施設整備を行う建設用地に関する都市計画事項等の条件を整理する。

(2) 供給処理条件

新ごみ処理施設の運営に必要な用水、排水、電力、通信等の供給処理条件を整理する。

(3) 公害防止基準

排ガス、騒音、振動、悪臭等について、法律や条例等に基づき、新ごみ処理施設に係る規制値を整理する。

2.2 基本方針の整理

新ごみ処理施設の整備に向け、特に重視する事項を基本方針として整理する。

2.3 基本条件の設定

(1) 計画目標年次

施設整備期間や運営期間等を考慮し、新ごみ処理施設の計画目標年次を定める。

(2) 計画処理区域

新ごみ処理施設で処理を行うごみの計画処理区域を定める。

(3) 計画収集人口

計画処理区域における計画収集人口を定める。

(4) 処理対象物

新ごみ処理施設における処理対象物を定める。

(5) 計画ごみ量

両市町におけるごみ処理基本計画の推計値を基に、新ごみ処理施設における計画ごみ量を定める。

(6) 計画月最大変動係数

過去5年程度の月別搬入実績から、処理対象物ごとの計画月最大変動係数を定める。

(7) ごみの分別区分

基本構想において整理した検討事項を基に、新ごみ処理施設整備に対応したごみの分別区分を設定する。また、両市町における調整の支援を行う。

(8) 施設規模

処理対象物ごとの計画ごみ量、計画月最大変動係数等により、新ごみ処理施設の施設規模を定める。なお、算出にあたっては、最新の環境省通知等を遵守すること。

(9) 計画ごみ質

新ごみ処理施設における計画ごみ質（可燃性ごみに関する低位発熱量、三成分、単位体積

重量)を設定する。

(10) 災害廃棄物に係る計画処理量

新ごみ処理施設における災害廃棄物に係る計画処理量を定める。

(11) 搬入車両

新ごみ処理施設への搬入車両について、車両諸元及び1日当たりの想定台数(最大、平均等)に係る条件を設定する。

2.4 処理方式の選定

基本構想において、可燃ごみの処理方式は「焼却方式(ストーカ式)」を基本とするとしているが、改めて諸条件を検証し処理方式を選定する。

2.5 炉数の設定

エネルギー回収型廃棄物処理施設における炉数を設定する。設定にあたっては、安定操業及び費用等を考慮して比較検討すること。また、必要に応じてプラントメーカーへの照会を行うこと。

2.6 先進技術導入の可能性の検討

2050年カーボンニュートラルや構成市町の環境政策を考慮し、二酸化炭素排出抑制などの環境負荷の低減に寄与する技術のほか、バイオマス利活用(紙おむつ燃料化・木材チップ化の導入)等の廃棄物処理に関する先進技術を調査し、対象施設への導入の可能性を検討する。

2.7 施設整備内容の検討

(1) 公害防止計画

基本構想で整理した法規制値等を踏まえ、新ごみ処理施設における以下の公害防止基準を設定するとともに、基準を満足するための技術的方策等を検討する。

ア 排ガス基準

イ 排水基準

ウ 騒音、振動、悪臭基準

エ 残渣に係る基準

オ その他必要な基準

(2) 余熱利用計画

可燃ごみを処理することによって発生する余熱の有効利用計画を検討する。なお、場内での発電利用を主体としつつ、余熱の場内外利用に係る技術及び適用の可能性等も併せて検討すること。

(3) 概略機械設備計画

エネルギー回収型廃棄物処理施設における可燃ごみの処理に必要な機器に関し、概略ごみ処理フローを作成したうえで概略機械設備計画を検討する。また、マテリアルリサイクル推進施設についても同様に検討すること。

なお、焼却方式の場合の例は、以下のとおり。

- ア 概略ごみ処理フロー
- イ 受入供給設備
- ウ 燃焼設備
- エ 燃焼ガス冷却設備
- オ 排ガス処理設備（煙突の高さを含む）
- カ 余熱利用設備
- キ 通風設備
- ク 灰処理設備
- ケ 給水設備
- コ 排水処理設備
- サ 電気・計装設備
- シ 雑設備
- ス その他必要な設備

(4) 灰処理計画

可燃ごみを処理することによって発生する焼却灰、飛灰処理物に関し、埋立処理やそれ以外の資源化处理について、採用可能な灰処理計画を検討する。

(5) 安全衛生計画

新ごみ処理施設の稼働に向け、施設及び敷地内全般における安全衛生計画を検討する。

(6) 周辺整備計画

道路や側溝の切り回しなど、新ごみ処理施設の整備に係る周辺整備計画を検討する。

2.8 環境学習計画の検討

基本計画において整理した方針を基に、新ごみ処理施設の見学等に関する環境学習計画を検討する。

検討にあたっては、先進事例を整理し、見学等の施設利用者に配慮した機能とする。

2.9 搬入路の検討

別途業務の結果を基に検討する。

2.10 全体配置図（案）及びパース図（案）の作成

新ごみ処理施設に係る建築物、敷地への出入口、搬入・搬出動線、調整池、周辺の道水路、緑地などの条件を整理し、全体配置図（案）及びパース図（案）を作成する。

2.11 概算事業費の算出

(1) 建設費

新ごみ処理施設整備に係る建設費を算出する。

算出にあたっては、プラントメーカーへのヒアリング等を実施すること（造成費、搬入路整備費等は別途業務で算出するため除く）。

(2) 運営費

新ごみ処理施設の稼働後20年間の運営に係る費用を算出する。

算出にあたっては、プラントメーカーへのヒアリング等を実施すること（造成部分、搬入路部分に関する費用は別途業務で算出するため除く）。

(3) 財政計画

循環型社会形成推進交付金、起債、一般財源等の財政計画を作成する。また、施設稼働後20年間における両市町それぞれの負担金も算出する。

2.12 施設整備スケジュールの作成

基本構想で整理した施設整備スケジュール（案）を基に、最新の状況を考慮した施設整備スケジュールを作成する。

2.13 災害対策に係る方針の検討

新ごみ処理施設に求められる災害対策に係る方針を検討する。

なお、両市町における災害対策、保有機能を整理し、新施設に必要とする機能を整理した上で検討すること。

2.14 土木・建築・外構計画の作成

(1) 基本方針

土木・建築・外構計画の作成にあたって重視する事項等を、基本方針として整理する。

(2) 土木計画

建設用地の条件を考慮し、盛土の高さ等に関する土木計画を作成する。また、雨水排水に係る調整機能の検討を行う。盛土の高さについては、甲が別途発注する造成基本設計と必要な調整を行うこと。

(3) 建築計画

新ごみ処理施設の建築物に係る意匠、構造、機械、電気等に関する建築計画を作成する。意匠については、周辺との調和を重視した計画とすること。

(4) 外構計画

構内道路、駐車場、門・囲障、緑地等に関する外構計画を作成する。

2.15 広域化を行う業務範囲の検討

広域化にあたり、甲が行う業務範囲（収集運搬、中間処理等）の検討を行う。最終的な判断は甲が行うため、乙は判断に必要な助言等を行う。

2.16 施設への搬入方法の検討

新ごみ処理施設への搬入方法に関し、直送する案と中継施設を整備する案について比較検討を行う。

2.17 同時期に実施する調査・設計等との調整

本業務と同時期に実施する調査・設計等（測量、地質調査、搬入道路設計、搬入道路工事、

造成基本設計、造成実施設計）に関し、基本計画策定に必要となる調整を行うこと。なお、重要な調整事項については、乙の提案を受け、甲が各調査等の受託者と調整を行うものとする。

2.18 パブリックコメントの実施支援

基本計画に係るパブリックコメントに必要な資料を作成し、寄せられた意見等をまとめるなどの支援を行う。

なお、パブリックコメントの実施時期については、本業務等の進捗状況を考慮し決定する。

2.19 地元連絡会議の運営支援

地元連絡会議（地域住民と情報共有及び意見交換を行い、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議を行う場）に係る次の支援を行う。

- (1) 会議資料の作成
- (2) 会議への出席と資料説明及び質疑回答の支援
- (3) 会議録（概要）の作成

なお、令和7年度は3回、令和8年度は2回を予定する。

2.20 生活環境影響調査における条件（案）の作成

生活環境影響調査における条件（案）を作成する。

なお、作成条件は以下のとおりとする。

(1) 排ガス基準

基本計画で設定した排ガス基準とする。

(2) 排ガス量

煙突から発生する排ガスについて、湿ベース及び乾ベースにおける排出量を設定する。

(3) 排ガス温度及び吐出速度

煙突から発生する排ガスについて、排出口の口径を定めたうえで、温度及び吐出速度を設定する。

(4) 煙突や主要な騒音振動発生機器の位置及び高さ

排ガス、騒音及び振動の予測を行うため、煙突や主要な騒音振動発生機器の位置や高さを設定し、それを記した図を作成する。

(5) 主要な騒音振動発生機器のパワーレベル等

主要な騒音振動発生機器のパワーレベル等を設定する。

プラント機械のほか、建築機械設備でも該当機器がある場合は、それらのパワーレベル等も設定する。

(6) 建築物の構造に関する資料

騒音・振動予測に必要な建築物の構造（壁材、厚さ等）に関する資料を整理する。

外壁にガラリが設置される場合等においては、これらも考慮する。

(7) 煙突の高さ

基本計画で設定する高さとする。

(8) その他

その他、生活環境影響調査の予測に必要な条件がある場合は、これを整理する。

2.21 都市計画決定手続きの支援

都市計画決定に必要な資料の作成及び関係機関との協議を行う。なお、図書については、埼玉県の「都市計画の手続き（都市施設編）」を基に作成し、周辺地域の土地利用計画及び他の都市施設との整合を図ること。

(1) 条件の整理

新ごみ処理施設の都市計画決定に必要な施設整備概要、計画地及び周辺の土地利用規制の状況、環境特性、地域特性等の条件を整理する。

(2) 都市計画決定図書等の作成

説明会用資料、公聴会用資料、県との事前協議用図書、告示・縦覧用資料等を作成する。

(3) 都市計画審議会説明用資料の作成

事前協議内容を踏まえ、都市計画審議会説明用の資料を作成する。

(4) 関係機関との協議資料等の作成

関係機関との協議を行うにあたり、協議資料の作成及び質疑回答等の資料を作成する。

(5) 都市計画審議会等の説明及び回答支援

説明会や公聴会、都市計画審議会での説明及び回答の支援を行う。

(6) 本業務において作成する図書

本業務において作成する図書は、以下のとおりである。なお、資料の追加や削除がある場合は、別途協議を行ったうえで決定する。

ア 調書

① 法規図書

- ・計画書
- ・理由書

② 参考図書

- ・新旧対照表
- ・変更概要書
- ・関係機関協議一覧表
- ・説明会開催状況調書
- ・権利者等調書
- ・縦覧準備資料
- ・経緯の概要
- ・施設計画の概要書
- ・上位計画等の写し
- ・その他

イ 図面

① 法規図書

- ・総括図
- ・計画図

② 参考図書

- ・施設配置図
- ・建物平面図
- ・建物立面図
- ・建物断面図
- ・敷地求積図
- ・排水系統図
- ・搬入経路図
- ・施設周辺土地利用現況図
- ・風向図
- ・完成予想図
- ・その他

ウ 報告書類

① 都市計画決定図書	A4 版	1 式
② 都市計画審議会用資料	A4 版	1 式
③ 都市計画決定資料（縦覧用）	A4 版	1 式
④ 資料編（公聴会、説明会用資料含む）	A4 版	1 式
⑤ 打合せ議事録	A4 版	1 式
⑥ 上記電子データ	CD-R	1 式

2.22 打合せ

甲と乙の打合せは、以下のとおり実施する。ただし、回数は状況に応じて増減する。

- (1) 業務着手時
- (2) 業務実施時（1 1 回）
- (3) 業務完了時

2.23 成果品

(1) 新ごみ処理施設整備基本計画（本編）	2 0 部
(2) 新ごみ処理施設整備基本計画（概要版）	8 0 部
(3) パース図（案）（A2）	1 部
(4) 上記電子データ	1 式

第3章 生活環境影響調査

本業務は、新ごみ処理施設を建設することにより、周辺の生活環境にどのような影響が及ぶのかという点について、周辺地域の生活環境の現況を把握したうえで予測し、その地域の状況に応じた適切な生活環境保全対策等を検討することを目的とする。

3.1 業務の内容

新ごみ処理施設の建設に伴い、周辺地域における排ガス、騒音、振動、悪臭等に関する生活環境への影響について調査を実施し、対策が必要な場合はそれらを整理する。

3.2 計画立案・準備

調査等の実施にあたり、必要な計画を立案し、準備を行う。

3.3 事業特性の把握・整理

計画施設の事業特性を把握し、概要を整理する。

3.4 地域特性の整理

建設地周辺の特性を把握するため、社会的状況及び自然的状況について、既存の文献、資料又は現況調査を行い整理する。なお、地域特性に係る調査事項は表1のとおり。

表1 地域特性に係る調査事項

区分	調査事項
社会的状況	人口及び産業の状況
	土地利用の状況
	河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況
	交通の状況
	学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
	下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況
	環境の保全を目的とする法律、条例等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況及び環境保全に係る計画の内容
	その他の事項
自然的状況	大気質、騒音、振動、悪臭、気象その他の大気に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	水質、底質、水象その他の水に係る環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
	地形及び地質の状況
	動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況
	景観、自然とのふれあいの場の状況
	文化財その他の生活環境の状況
	一般環境中の放射性物質に係る環境の状況
	その他の事項

3.5 調査項目の設定

生活環境影響調査項目は表2のものを基本とするが、施設計画及び事業特性によっては協議のうえ、必要な項目を追加する。

表2 生活環境影響調査項目及び生活環境影響要因

区分		生活環境影響調査項目	煙突 排ガスの 排出	施設排水 の排出	施設の 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物運 搬車両の 走行
		生活環境影響調査項目	煙突 排ガスの 排出	施設排水 の排出	施設の 稼働	施設から の悪臭の 漏洩	廃棄物運 搬車両の 走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂) ※	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素 (HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 (水銀)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
	振動	振動レベル			○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度	○			○	
		臭気指数 (臭気濃度)	○			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量 (BOD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 (健康項目、全りん、全窒素)		○			

○：指針で標準的な項目として示され、今回必要と考えられる項目

※二酸化窒素においては、窒素酸化物 (NO_x)、一酸化窒素 (NO) についても併せて把握する。

3.6 現況調査

選定した調査項目ごとに「生活環境影響調査」に示された調査手法を基本とし、選定した調査項目の特性、事業特性及び地域特性を考慮のうえ、各調査項目に係る予測及び影響の分析において必要とされる水準が確保されるよう、①調査すべき情報、②調査の基本的な手法、③調査地域、④調査地点、⑤調査期間等を設定して調査を実施する。

なお、想定している調査内容は、表3のとおり。

表 3 調査区分及び調査内容

調査区分		調査内容
大気質	環境大気	調査項目：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀 調査地点：対象事業実施区域周辺 3 地点 調査期間：1 週間×2 季 (塩化水素・水銀：1 日 1 検体分析、ダイオキシン類：1 週間 1 検体分析)
	沿道大気	調査項目：二酸化窒素、浮遊粒子状物質 調査地点：廃棄物運搬車両の主な走行ルート 1 地点 調査期間：1 週間×2 季
	地上気象	調査項目：風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量 調査地点：事業実施区域内または近傍 1 地点 調査期間：1 年間（365 日）
	上層気象	調査項目：風向、風速、気温 調査地点：事業実施区域内 1 地点 調査期間：1 週間×1 季（1 日 8 回放球）
騒音	環境騒音	調査項目：等価騒音レベル (L_{Aeq})、時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95}) 調査地点：事業実施区域敷地境界 2 地点 調査期間：24 時間×1 回（平日）
	道路交通騒音	調査項目：等価騒音レベル (L_{Aeq})、時間率騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95}) 調査地点：廃棄物運搬車両の主な走行ルート 2 地点 調査期間：24 時間×1 回（平日）
振動	環境振動	調査項目：時間率振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) 調査地点：事業実施区域敷地境界 2 地点 調査期間：24 時間×1 回（平日）
	道路交通振動	調査項目：時間率振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})、地盤卓越振動数 調査地点：廃棄物運搬車両の主な走行ルート 2 地点 調査期間：時間率振動レベル 24 時間×1 回（平日） 地盤卓越振動数 1 日（大型車単独走行 10 台程度）
交通量		調査項目：車種別（小型・大型）・上下線別・時間交通量 調査地点：廃棄物運搬車両の主な走行ルート 2 地点 調査期間：24 時間×1 回（平日）
悪臭		調査項目：特定悪臭物質濃度、臭気指数、臭気濃度 調査地点：事業実施区域敷地境界 2 地点 事業実施区域周辺 3 地点 調査期間：特定悪臭物質 夏季に 1 回 臭気指数、臭気濃度 夏季に 2 回
水質		調査項目：生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、ダイオキシン類、健康項目、全りん、全窒素、水象の状況 調査地点：事業実施区域からの放流先河川・水路 2 地点 調査期間：BOD、SS、全りん、全窒素、流量等 2 回（豊水期、低水期） 健康項目、ダイオキシン類 1 回（低水期）

3.7 影響の予測

生活環境影響調査項目ごとに予測を行う。

なお、定量的な予測が可能な項目については計算によるものとし、それが困難な項目については、同種の既存事例や文献等からの類推により予測するものとする。

3.8 影響の分析

影響予測の結果を分析し、調査項目ごとに取りまとめを行う。

3.9 環境保全対策の検討及び決定

影響予測及び影響分析の結果、対策が必要となった項目については、その対策について検討を行う。なお、環境保全対策は、甲との協議により決定するものとする。

3.10 調査書の作成

調査結果を基に予測及び分析したうえで検討し、その結果を取りまとめ、生活環境影響調査書を作成する。

3.11 関係機関との協議

生活環境影響調査の実施にあたり、関係機関との協議に同行すること。また、説明及び回答等の支援を行うこと。

3.12 公告・縦覧の支援

生活環境影響調査書の公告・縦覧に係る資料のほか、住民等からの意見に対する見解案を作成する。

3.13 打合せ

甲と乙の打合せは、以下とおり実施する。ただし、回数は状況に応じて増減する。

- (1) 業務着手時
- (2) 業務実施時（4回）
- (3) 業務完了時

3.14 成果品

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 生活環境影響調査書（A4版 製本） | 5部 |
| (2) 上記電子データ | 1式 |

第4章 PFI 等導入可能性調査

本業務は、新ごみ処理施設の整備及び運営について、本業務で策定する計画を踏まえた諸条件を基に、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用した PFI 方式及び公設民営方式の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、本事業における PFI 事業の導入可能性について整理することを目的とする。

4.1 業務の内容

以下に示すものとするが、必要に応じて乙が提案するものとする。

4.2 調査対象施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設とする。

4.3 事業手法検討に係る基礎調査

- (1) 法的課題の整理
- (2) 支援措置等の検討
- (3) 概略事業スキームの検討
- (4) 概要条件書の作成

4.4 民間事業者の参入意向調査

本事業への参入が考えられる民間企業に対し、参入意欲についてのアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめる。

(1) 調査方法

民間企業へアンケート調査を発送（宅配便、メールを含む）し、回収する。

(2) 調査対象

コンソーシアムの代表企業となる可能性の高い民間企業（プラントメーカーを標準とする）を対象に実施する。

(3) 調査項目

以下の調査項目を標準とするが、詳細は甲との協議によって決定する。

ア 本事業への参入意欲

イ 希望する業務範囲、形態、事業期間等

ウ 想定される事業スキームにおける概算事業費及びその根拠

エ 本事業におけるコスト削減策の有無と金額及びサービス向上のための提案

オ 本事業におけるリスク内容

カ 甲への要望事項、意見等

4.5 経済性の評価

(1) 総事業費の算出

従来型公共事業で実施した場合の総事業費と、PFI 事業で実施した場合の総事業費を算出する。

(2) VFM の評価

PFI 事業で実施した場合のリスク調整等について検討するとともに、(1)の結果を踏まえ PFI を導入することで期待される VFM による財政支出の削減効果を評価する。

(3) 事業成立可能性シミュレーション

上記の検討結果から有効だと思われる手法について、感応度分析等を用いて事業成立の可能性を探る。

4.6 事業手法の総合評価

(1) 事業手法の評価

基礎調査、参入意向調査、経済性の評価の各結果を総合的に判断し、本事業における事業手法について評価を行う。

(2) 事業実施における事業工程の検討及び課題の整理

(1)の結果を基に事業工程を検討する。また、考えられる課題を整理する。

(3) 発注方式の検討

(1)の結果を基に発注方式を検討する。

4.7 打合せ

甲と乙の打合せは、以下のとおり実施する。ただし、回数は状況に応じて増減する。

ア 業務着手時

イ 業務実施時（3回）

ウ 業務完了時

4.8 成果品

(1) PFI 等導入可能性調査報告書（本編）	20部（A4版）
(2) PFI 等導入可能性調査報告書（概要版）	20部
(3) 参考資料及び議事録	1式
(4) 上記電子データ	1式